

2015年度予算（介護・子ども）の充実・強化を求める意見書

介護保険制度における保険給付として要支援1と2の高齢者に提供されてきた訪問介護と通所介護は、予防給付の地域支援事業として2015年4月からの3年間で市町村事業への移行が進められるが、このことについては、地域資源や財政基盤による「地域間格差の拡大」や必要なサービスが提供されないことによる「要支援者の介護の重度化」及び「介護労働者の処遇低下」などが懸念されている。

また、2015年4月から本格実施が予定されている子ども・子育て支援新制度については、制度内容の浸透に時間を要するため、保育士の配置基準の見直しや処遇改善及び放課後児童クラブや児童養護施設等の改善が明確になっていない状況である。

よって、政府においては、介護保険制度の充実を図るとともに、子ども・子育て支援新制度における保育の質を改善するため、下記の対策を実施するよう強く要望する。

記

- 1 予防給付の地域支援事業への移行にあたっては、地方への負担転嫁とならないよう、地域間格差に十分配慮した見直しを行い、必要な予算を確保すること。
- 2 子ども・子育て支援新制度の本格実施にあたっては、国が責任をもって恒久的な安定財源の確保に努め、必要な財源の確保を講じること。
- 3 介護や保育などの福祉人材の確保と処遇改善のための予算を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成26年（2014年）11月6日

札幌市議会

（提出先）内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣

（提出者）自民党・市民会議、民主党・市民連合、公明党、日本共産党、  
市民ネットワーク北海道及び改革所属議員全員並びに  
みんなの党木村彰男議員